主 本件異議の申立はこれを棄却する。 理 由

- 前提とする原決定は違法である。 (二) 刑事訴訟規則によると、被告人が裁判所の所在地に住居又は事務所を有しないときは、その所在地に送達受取人を選任して裁判所に届け出なければならない(第六十二条第一項後段) その届出をしないときは、裁判所書記官は書類を書留郵便に付して、その送達を下ることができる。この送達は、書類を書留郵便に付した時に、これをしたものとみなす(六十三条)、と規定されているが、何人も法律によらなければ権利を剥奪され、義務を課せられることがないのであつて、右規定は法律によらないで、被告人に義務を課するものであつて、明らかに憲法違反であるから同規則によつてなされた送達手続は違法である。
- (三) 憲法第三十七条第三項は、刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附すると規定し、刑事訴訟法第二百八十九条第一項は、死刑又は無期若くは長期三年を超える懲役若くは禁錮にあたる事件を審理する場合には弁護人がなければ開廷することができないと規定しているのであつて、いわゆる必要弁護の事件については開廷に限らず如何なる場合と難弁護人を附せずに裁判をすることはできないのであるから、これを附せずになされた原決定は違憲である。よって原決定を取消して更に相当の裁判を求めるというのである。
- (一) 申立人 Cにかかる窃盗被告事件の記録についてみると、原裁判所は弁護人阿部甚吉の申請によつて、昭和二十五年六月五日住居を京都市 a 区 b 町 c は番地に制限して、被告人 C の保釈決定をなし(記録一八〇丁)、弁護人の部甚吉は、前記のとおりであるが(記録一八一丁書)、「A 方とに対してあるが(記録一八一丁書)、「A 方とに対してある。尤も、本件異議申立書添付の保釈決定のにないである。尤も、本件異議申立書添付の保釈決定の謄本にされた形跡は認められないのである。尤も、本件異議申立書添付の保釈決定の謄本になるけれども、この「A」なる記載をよく調べてあると、その五字の色は他の下るのである。の色とは全く異なるものであり、他の筆跡はが明られない。の色とはむしろ右下り気味で筆勢を同じくしないてかある。でて、ににいているのである。ではむしろはないであるでであるでである。ではむしろはないがられない。従の原本によって、被告人の住居に宛ているの控訴趣意書提出最終日の通知を書留郵便に付して送達したことは相当であって所論のような違法はないからである。の論旨は理由がない。
- (二) 刑事訴訟規則第六十二条第六十三条の規定は刑事訴訟法第五十四条によって裁判所の規則に委任されたものであるから、いずれも刑事訴訟法に基くものというべきであつて、これらが規則であつて法律でないとする所論は、その名に拘つてその責を極めないもので理由がない。

〈要旨〉(三) 所論憲法第三十七条第三項刑事訴訟法第二百八十九条を通じてその趣旨とするところは、刑事被告人は、〈/要旨〉いかなる場合でも資格を有する弁護人をみずから依頼する権利を保障され(私選弁護人)もし、みずから依頼することができないときは請求すれば裁判所は必ずこれを附しなければならない(国選弁護人、刑事訴訟法第三十六条)、しかし、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件については、右請求がなくとも弁護人なしには、公判

を開廷することができず、開廷しようとすれば、必ず裁判長は職権で弁護人を附しなければならない(必要的弁護)ということである。すなわち、右事件についても開廷以外のことをするには弁護人を附さなくてもよいのである。

そして、刑事訴訟法第四百四条で第一審の規定が準用される第二審においても同様で、右事件について国選弁護人を附することは開廷の要件にすぎないと解すべきである。右のように解する理由は次のとおりである。

よって、本件異議の申立は理由がないものとして刑事訴訟法第四百二十八条第三項第四百二十六条第一項に従い主文のとおり決定をする。

(裁判長判事 荻野益三郎 判事 佐藤重臣 判事 梶田幸冶)